一般住宅向け県有林材販売企画提案の募集要項

1. 販売目的

山梨県県有林材(以下「県有林材」という。)を、協定に基づき需要者に直接供給することにより、県内の一般住宅における県有林材の利用促進及び認知度向上を図ることを目的とする。

2. 販売概要

2-1 販売名称

一般住宅向け県有林材販売

2-2 販売内容

- ① 県内において県有林材を活用した一般住宅の建築を行う者から、県有林材の利用促進及び認知度 向上に寄与する企画提案を募集し、有効性及び実現性の観点から審査・選定したものについて、提案 内容の実現に要する県有林材(以下「物件」という。)を素材により販売する。
- ② 物件は、丸太を椪積み単位で販売し、次の県内木材市場で引き渡すものとする。 山梨県森林組合連合会(以下「県森連」という。)中央市極楽寺1214 南部町森林組合富士川共販所(以下「南部」という。)南巨摩郡南部町南部8013-1 甲斐東部材産地形成事業協同組合(以下「甲斐東部」という。)大月市初狩町中初狩字近ヶ坂3274-2
- ③ 販売目的に基づき、原則として、すべての物件を県内において使用するものとする。
- ④ 県有林材の販売予定量(樹種及び供給市場毎)

m3

| 樹種 | H30 年度 | | | H31年度 | | | H32 年度 | | |
|------|--------|-----|------|-------|-----|------|--------|-----|------|
| | 県森連 | 南部 | 甲斐東部 | 県森連 | 南部 | 甲斐東部 | 県森連 | 南部 | 甲斐東部 |
| スギ | | | | | 250 | | | 250 | |
| ヒノキ | 150 | 100 | | 600 | 350 | | 600 | 350 | |
| カラマツ | 40 | | | | | 40 | | | 40 |
| アカマツ | 300 | | | 900 | | | 900 | | |
| シラベ | | | 200 | | | 700 | | | 700 |
| 合計 | 490 | 150 | 200 | 1,500 | 600 | 740 | 1,500 | 600 | 740 |

注)予定量には様々な規格の丸太を含むため、特定の規格に応募が集中した場合、販売が出来ない 可能性がある。また、採材状況などにより、数量が変動する可能性がある。

3. 企画提案の参加資格

- ① 製材・加工事業者、製品流通事業者、設計・建築事業者及び住宅の建築の統括を行う者が必要な業種により構成する共同体であること。
- ② 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において「その他不用品買入」に登録された者(以下「登録者」という。)を構成者に含んだ共同体であること。
- ③ 共同体の構成者である製材・加工事業者及び製品流通事業者はFSC 森林管理認証における CoC 認

証を取得している者、又は山梨県産材認証センターから山梨県産材・合法木材取扱事業者として認定を受けている者であること。

- ④ 共同体の構成者数は問わない。
- ⑤ 共同体の構成者は地方自治法施行令第167条の4第1項第1号に規定する契約を締結する能力を 有しない者(未成年者等)に該当する者でないこと。
- ⑥ 共同体の構成者は会社更生法に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法に基づき民事再生 生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 共同体の構成者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第6号に規定する暴力 団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ⑧ 共同体の構成者は協定締結時に「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名 停止を受けている者でないこと。

4. 企画提案申請

4-1 募集に関する質問

受付期間: 平成30年9月18日(火)から同年10月5日(金)まで

(ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く)

受付時間:午前9時から午後5時まで

質問方法:電子メールにて次の宛先に送信すること。なお、電子メール以外の質問は受け付けない。

また質問を送信した場合は、電話にて送信日の受付時間内にメールの受信確認を行うこと。

山梨県森林環境部県有林課経営担当 メールアドレス: kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp

件名:「一般住宅向け県有林材販売企画提案の募集に関する質問(貴社名)」

受信確認を行う電話番号(直通):055-223-1658

回答方法:平成30年10月12日(金)までに質問者に対して電子メールで回答する。

4-2 申請書類及び添付書類

- ① 「一般住宅向け県有林材販売企画提案申請書」(別紙1様式)
- ② 「一般住宅向け県有林材販売 県有林材を活用した家づくりに係る事業計画」(別紙2様式)
- ③「誓約書」(別紙3様式)※全ての構成者について提出
- ④ 「役員名簿」(別紙4様式)※全ての構成者について提出 必要に応じ、別途資料を添付する。

4-3 申請書類の受付

受付期間: 平成30年10月15日(月)から同年10月31日(水)まで

(ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く)

受付時間:午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

なお、10月31日(水)は午前9時から正午までとする。

提出方法:書面で4-2を正本として1部提出するとともに、電子媒体として CD-ROM 等に格納し提出すること。提出は持参によること。

提出場所:山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

山梨県森林環境部県有林課経営担当 電話番号(直通) 055-223-1658

5. 審査及び結果通知

5-1 審査

- ① 本企画提案の募集で提出された、企画提案申請書に係る審査は、審査委員会を設置して行う。
- ② 審査委員会による審査は、「一般住宅向け県有林材販売審査基準」(別紙5)により行う。
- ③ 販売予定量の範囲内で、委員会の審査により、提案者である共同体を販売先として選定する。

5-2 結果通知

- (1) 結果は、販売先としての選定の有無について、提案した共同体の代表者に文書にて通知する。
- ② 結果に関する質問

受付期間:結果通知日から7日間(初日不算入、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く) 受付時間:午前9時から午後5時まで

質問方法:電子メールにて次の宛先に送信すること。なお、電子メール以外の質問は受け付けない。 また質問を送信した場合は、電話にて送信日の受付時間内にメールの受信確認を行うこと。

山梨県森林環境部県有林課経営担当 メールアドレス: kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp 件名: 「一般住宅向け県有林材販売企画提案の審査結果に関する質問(貴社名)」 受信確認を行う電話番号(直通): 055-223-1658

回答期間: 質問受理日から7日間(初日不算入、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く) 回答方法: 質問者に対して電子メールで回答する。

- ③ 結果に対する異議申立ては受け付けない。
- ④ 後日、県ホームページにおいて応募者数及び協定を締結した共同体について公表する。
- (5) 協定を締結した共同体については、構成者すべてを公表する。

6. 協定·契約

6-1 協定

選定された共同体と販売協定を締結する。協定期間は協定締結日から平成33年3月末日までとする。

6-2 販売契約

- ① 協定内容に従い、県は、協定を締結した共同体が引き渡しを希望する県内木材市場(以下「市場」という。)に物件を運搬・椪積みし、共同体が同意したものを、共同体の構成者である登録者(以下「買受人」という。)に対して、随意契約にて販売する。
- ② 本販売の売り払い予定価格は、県の規定に基づき算定(以下「県評価額」という。)したものに、「一般住宅向け県有林材販売企画提案申請書」に記載された素材価格(以下「提案価格」という。)を県の素材販売基準価格(以下「県基準価格」という。)で除した値開き率を乗じた価格とする。

【事例】 売り払い予定価格=県評価額×値開き率(提案価格/県基準価格)

- * 値開き率が1未満の場合は1とする。
- ③ 買受人は、契約書で定める期限内に物件を市場から搬出するものとする。搬出に必要な積込料及び搬出期限を過ぎた場合の保管料は買受人が負担するものとし、市場に直接支払うものとする。

7. スケジュール

| ①提案募集開始 | 平成30年9月14日(金)~ |
|-----------------|-------------------------------|
| ②募集に対する質問の受付 | 平成30年9月18日(火)~平成30年10月5日(金) |
| ③質問に対する回答 | 平成30年10月12日(金)まで |
| ④申請書類の受付 | 平成30年10月15日(月)~平成30年10月31日(水) |
| ⑤審査結果通知 | 平成30年11月19日(月)以降 |
| ⑥結果質問受付期間 | 結果通知日から7日間 |
| ⑦結果質問回答期間 | 質問受理日から7日間 |
| 8協定締結 | 平成30年11月30日(金)以降 |
| ⑨販売予定期間(H30 年度) | 平成30年12月~平成31年1月 |
| ⑩販売予定期間(H31 年度) | 平成31年5月~平成31年12月 |
| ①販売予定期間(H32年度) | 平成32年5月~平成32年12月 |

注)販売予定期間は、作業状況により前後する可能性がある。

8. その他

- ① 企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 提案に要する経費は、共同体の負担とする。
- ③ 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。